

学校法人花岡学園 寄付金募集要領

1.寄付金の目的

学校法人花岡学園では、これからの不確実性の社会においても、自らの夢に向かって逞しく進んでいける人材の育成を目的に、本学園の教育の充実及び教育機会の保証等、教育環境の充実を図るために、皆様に寄付金のご支援をお願いしております。

皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2.寄付金の使途

坂出第一高等学校、坂出一高幼稚園における

- ① 教育施設・設備の整備、教具教材の充実
- ② 生徒・幼児の育英・奨学制度の整備
- ③ 教職員の資質向上
- ④ その他教育環境の充実

3.ご寄付をお願いしたい金額

趣旨をご理解いただき、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

個人の方から	1口3千円以上
企業・団体から	1口2万円以上

4.寄付金の申込方法

(1)個人の場合

- ①寄付申込書に必要事項をご記入の上、本学園寄付金担当まで郵送、FAX またはメールでお送りください。

寄付金申込書（学園用）

- ②担当窓口から振込口座のご案内をお送りいたしますのでお振り込みください。
- ③ご入金の確認後、本学園より領収書及び寄付金控除の証明書(写)をお送りいたします。

(2)法人の場合

- ①寄付申込書に必要事項をご記入の上、本学園寄付金担当まで郵送、FAX またはメールでお送りください。

寄付金申込書（学園用） 寄付金申込書（事業団用）

- ②担当窓口から振込口座のご案内をお送りいたしますのでお振り込みください。
- ③ご入金の確認後、本学園より領収書及び寄付金控除の証明書(写)をお送りいたします。

* 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金」をご希望される場合、学園宛寄付金申込書の他に同事業団宛の申込書を併せてお申し込みください。

「受配者指定寄付金」でのお申し込みの場合、全額損金算入が可能になります。

申込書送付先（事業局）

宛名 坂出第一高等学校 事務部 寄付金担当

住所 〒762-0032

香川県坂出市駒止町 2-1-3

TEL 0877-46-2157

FAX 0877-44-3581

メール mail@sakaidel-h.ed.jp

5.寄付金の免税措置

学校法人花岡学園は、香川県知事より「特定公益増進法人」であることの認定を受けており、ご寄付いただいた金額は、次のとおり税法上の優遇措置を受けることができます。

(1)個人の場合

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって次のどちらかの控除を受けることができます。税額控除は、所得控除に比べ、小口の寄付金への減税効果が高いです。

① 税額控除

「(寄付金額-2千円)×0.4」を、所得税から控除できます。

控除限度額控除対象額は、所得税額の25%を限度。

② 所得控除

「寄付金額-2千円」を、所得から控除できます。

所得金額等の40%が限度

(2)企業・法人の場合

企業や法人が学校法人に寄付する場合、法人税法の規定に基づいて、寄付金を損金に算入できますが、寄付にあたっては次のどちらかを選んでください。

① 日本私立学校振興・共済事業団への寄付（受配者指定寄付金）

学校法人に対する寄付金を、日本私立学校振興・共済事業団が受け入れ、その後、これを寄付者が指定した学校法人へ配付する制度。寄付金全額を損金として算入することができます。

② 本学園へ直接寄付（特定公益増進法人への寄付金）

本学園は「特定公益増進法人」として認められており、直接、学園に寄付された場合、寄付金は損金として算入することができます。

6.その他

ご寄付いただいた皆様のご芳名は、本学園ホームページにて掲載させていただきます。

（掲載を希望されない場合は、寄付申込書にご記入ください。）

また、寄付金業務を通して入手した個人情報については、本業務以外には使用いたしません。